

舊事等ヲ可書載云々、廿日壬子、此日有立皇鳥羽事云々、
 〔神皇正統記後鳥羽〕先帝德安 西海に臨幸ありしかど、祖父法皇白河の御世なりしかば都はかは
 らず、攝政基通の大臣ぞ、平氏の縁にて供奉せられしを、いさめ申ともがら有けるにや九條の大
 路邊よりとゞまられぬ、其外平氏の親族ならぬ人々は、御供つかまつる人なかりけり、還幸ある
 べきよし院宣ありけれど、平氏承引し申さず、依之太上天皇の詔にて、此天皇たゞせ給ひぬ、親王
 の宣旨までもなし、先皇太子とし、即受禪の儀あり、翌年甲辰にあたる年四月に改元、七月に即位、
 此同胞に高倉の第三の御子ましく、まかども、法皇此君をえらび定め給ひけるとぞ、

○按ズルニ、後鳥羽天皇ハ、後白河法皇ノ詔ニテ、安徳天皇ノ皇太子ニ立テ、即日踐祚シ給ヒシ
 ナリ、

受禪之日踐祚

〔日本書紀安閑〕二十五年體 二月丁未、男大迹天皇體 立大兄安閑 爲天皇、即日男大迹天皇崩、

〔日本書紀孝德〕天豐財重日足姬天皇極皇 四年六月庚戌中 天豐財重日足姬天皇授璽綬禪位、

策曰、咨爾輕皇子云々中 由是輕皇子不得固辭升壇即位、

〔續日本紀文武〕高天原廣野姬天皇統持 十一年立爲皇太子、八月甲子朔、受禪即位、

〔續日本紀元正〕九月靈龜元年 庚辰、受禪即位於大極殿、

〔神皇正統記元正〕乙卯靈龜元年 の正月に攝政、九月に受禪、その日即位、

〔續日本紀聖武〕神龜元年二月甲午、受禪即位於大極殿、

〔續日本紀聖武〕天平勝寶元年七月甲午、皇太子孝謙 受禪即位於大極殿、

〔續日本紀淳仁〕天平寶字二年八月庚子朔、高野天皇孝謙 禪位於皇太子中略、是日、皇太子受禪、

即天皇位於大極殿、

〔續日本紀光仁〕天應元年四月辛卯、詔云中 朕以寡薄寶位平 受賜氏 年久重奴、故是以皇太子